

## 別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

## 主 論 文 の 要 旨

論文題目 法律上の争訟からみた確認訴訟の可能性  
 ——台湾と日本との比較研究を通じて  
 氏 名 林 孟楠

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、司法国家の実現および行政訴訟の対象を訴えの利益に還元するアプローチを手掛かりとして、日本法および台湾法において、現代行政の展開・変容に対応するために、確認訴訟をいかに法律上の争訟に即して運用するかを検討したものである。本論文は三部構成となっており、第一部で台湾法における確認訴訟の現状と問題点が、第二部で日本法における確認訴訟の生成と展開が、第三部で日本法と台湾法との比較研究がなされている。各部の内容は以下のとおりである。

第一部の台湾法の検討については、まず、公法私法二元論に基づいて設けられた行政裁判所の訴訟対象について、私法上の争訟との対称性を有する公法上の争訟が創出された意義を確認する。すなわち、訴訟対象を行政行為に限定した問題を解決するために、行政訴訟法2条が公法上の争訟を定めたことにより、私法上の争訟に倣って公法上の争訟を請求権および訴えの利益によって把握することができる。この点について、最高行政裁判所は、行政訴訟の対象を公法上の争訟に照応して訴えの利益によって判断するというアプローチを打ち出したが、実際の運用においては、行政行為を公法上の争訟の中心に据える思考様式はなお克服されていない。そして、訴えの利益を中心に構成された確認訴訟に関する判決を分析することにより、具体的な問題としては、そこにおいて確認訴訟の対象となる具体的法律関係が行政行為の具体的法効果に準じて判断されていること、および確認の利益に関する検討が実際に行われていないことが指摘できる。一方、請求権体系の構築を目指す学説は、最高行政裁判所が提示した訴えの利益のアプローチを軽視しているため、前述した問題を放置している。しかし、訴訟対象を請求権に還元するというアプローチを前提とする給付訴訟に関する学説および判決を分析することによって、私人に請求権が認められない事案においては、違法な行政措置が現実私人の法的地位に干渉していないように見せかけるおそれがある、という問題が指摘できる。したがって、確認訴訟を通じて訴訟対象を訴えの利益に還元するというアプローチからの検討が不可欠であると主張する。

第二部の日本法の検討については、まず、行政事件訴訟特例法の下で、田中・兼子理論と白石理論について、確認訴訟原型観を切り口として、法律上の争訟に関して行政権優越の司法国家観と司法権優越の司法国家観との対立的な理解がそこにはあることを抽出する。行政権優越の司法国家観は処分性が法律上の争訟性に先行するという行政による法秩序形成の図式であるが、司法権優越の司法国家観は法律上の争訟性が処分性に先行するという司法による法関係確認の図式である。この図式的な対比によって、後者に属する白石説の展開と行政事件訴訟制定による挫折を中心に分析を進めて、白石理論における訴訟対象を訴えの利益に還元するアプローチの意義を再考する。

次に、行政事件訴訟法の下で、司法権優越の司法国家観を求める学説において、英米の司法国家制度に関する歴史研究を行った高柳理論と下山理論との検討を通じて、日本における現代行政の展開にいかに対応するかについて、違法宣言訴訟と権利確認訴訟との二つの制度構想を抽出する。今日における処分性拡大論と当事者訴訟活用論との論争について、当該論争がほとんど無視するこの二つの制度構想との関連を踏まえた検討を行い、いずれも、訴訟対象を法律上の争訟の次元において、これを訴えの利益によって広く把握する点においては共通するものであることを改めて指摘する。最後に、行政事件訴訟法改正以後、確認訴訟に関する学説および裁判例を分析することにより、確認訴訟原型観の今日的復権とその現代的な意義を明らかにし、訴訟対象を訴えの利益に還元するアプローチの可能性を展望する。

第二部の検討によって、日本法における確認訴訟が特殊な歴史的な文脈において展開されてきたものであることを浮彫りにすることができたと考える。その特徴は次の二点に集約することができる。第一に、確認訴訟は、行政権から司法権の固有な領域、すなわち法律上の争訟を確保しながら、取消訴訟中心主義を相対化ないし否定した上で、独自性を有する適法性統制手法として確立されたものである。第二に、確認訴訟は、訴えの利益を中心に構成された訴訟形態として、訴訟対象を訴えの利益に還元する方向性を導き出すとともに、訴えの許容性に対して具体的個別的な利益衡量を可能とするものである。

総括としての第三部については、以上のような検討の結果、日本法と台湾法との比較を通して明らかとなる共通の問題は、行政訴訟の対象に関して行政行為を中核領域としてこれを画定したことにある。そこで、現代行政の展開・変容に対応しつつ、かかる共通の問題に対して、行政訴訟の対象を法律上の争訟の次元で判断すべきという日台同一の問題克服の方向が展望できる。このような共通点に着目して比較するとき、日本法と台湾法との相違点（とくに台湾の問題）についても明らかとなる。この点で、日本法から得られる示唆は、①法律上の争訟について、確認訴訟を通じて訴えの利益から見直すこと、及び、②訴訟対象を訴えの利益に還元するアプローチの二点である。この二点を通して、台湾法における解釈論の進化を展望することができるだろう。